

# 【 判断能力区分の目安 】

作成日：平成18年8月8日

## ～ 基本的な判断基準 ～

- 1 地域福祉権利擁護事業 **「契約締結判定ガイドライン」**を使用。疑義が生じた場合、「契約締結審査会」にて、判断。
- 2 成年後見制度 申立段階は、主治医等の**「診断書」**を使用し、その後、後見人等の申立類型によって、鑑定医による**「鑑定」**にて、判断。  
**注意：下記の"比較"は、沖縄市社協の権利擁護センター独自のものです。あくまでも"参考資料"としてください。**

参考資料	補助人	保佐人	後見人
沖縄市社協 地域福祉権利擁護事業 利用対象	<b>利用可能</b>		<b>利用不可</b>
	<input type="checkbox"/> 認知症高齢者 ... 「認知高齢者日常生活自立度」の"自立～ a"まで妥当と思われる。 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 ... 療育手帳「B」までが妥当と思われる <input type="checkbox"/> 精神障がい者 ... 手帳に限らず、病状による。1週間程度の金銭管理ができるかが目安。		
介護保険 「認知症高齢者日常生活自立度」との比較	<b>自立</b>		<b>M</b>
	単身の レベルの場合、社会資源の状況によって利用が困難な場合があり、支援体制の工夫が必要。		
知的障がい者 「療育手帳」との比較	<b>B2</b>	<b>B1</b>	<b>A2</b> <b>A1</b>
	指数がおおむね51以上のもので、B1に該当しないもの。		指数がおおむね36以上50以下のもの で、A2に該当しないもの
			21以上35以下、A1に該当しないもの
「精神障がい者保健福祉手帳」との比較	<b>3級</b>		<b>1級</b>
	<b>2級</b>		
	精神疾患の場合、手帳に限らず、病状によって、判断能力が左右される。"本人の意向"と"主治医の意見"が重要。		
厚労省 包括センター業務マニュアル	ほとんどのことは自分で判断できる。しかし、契約や貯金の管理ができるか不安がある。本人の利益のためには、他の人の援助があった方が良いと思われる状態	日常生活では、何とか自分で判断できて、簡単な財産管理や契約は自分でできる。しかし、不動産の売買や重要な契約を単独で行うことは、無理な状態。	日常生活に関することを除き、常に本人にく代わって、他の人が判断する必要があり、本人に判断を期待しても無理だと思われる状態。
群馬県保健福祉部 高齢政策課 「処遇困難ケース対応マニュアル」	不十分 (中学生程度)	特に不十分 (小学校6年生以下)	ほとんどない (小学校2年生以下)